

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
大林道路株式会社	東京都千代田区神田猿楽町2-8-8

2 指名停止措置期間

令和7年2月14日～令和7年3月13日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

大林道路株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和6年12月20日、関東地方整備局から監督処分（指示）を受けた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第13号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 官庁営繕部が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内